

お知らせ

記者発表資料

令和3年12月6日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社原工務所 島根県江津市敬川町1306-3

2. 指名停止措置期間

令和3年12月6日 ～ 令和4年1月16日 (6週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

株式会社原工務所が元請けとして施工した、令和元年度浜田河川国道事務所発注「国道9号江川橋外橋梁補修工事」の吊り足場設置において、夜間作業での投光器の段取り替えを行っていたところ、作業床の端付近にいた下請の作業員が開口部から河川に墜落し死亡する工事関係者事故が発生した。

このことに関し、当該事業者及び監理技術者が、元請けとして安全管理及び安全対策が不十分であったとして、令和3年9月7日に松江地方裁判所から罰金刑を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第7号>

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

082-511-6063（直通）：平日・昼間

総務部 契約課長

あべ たかし
安部 隆司（内線2511）

◎総務部 契約課長補佐

わだ まさこ
和田 昌子（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官

にい ぼやし けんじ
新林 健二（内線130）

◎総務部 経理調達課長補佐

おく ぼ ひろふさ
尾久保 裕亮（内線132）